

八王子市から転出される方へ

転入先に住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。

14日以内に転入の手続きをしない場合、5万円以下の過料に処せられる（住民基本台帳法第52条第2項）ことがあり、介護保険の要介護認定が失効するなど、様々なサービスが受けられないことがありますのでご注意ください。

転出証明書を受け取った方

転出証明書・本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）を持参し、転入の手続きをしてください。 ※詳しくは、転入先の市区町村にお問い合わせください。

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方

転入手続きをせずに、転入先に住み始めてから14日間を過ぎるとカードが失効します。
転入される全員分のカードを持参し、転入の手続きをしてください。

カードをお持ちの方でも、転出証明書を受け取っている場合は、必ず転出証明書も転入先にご提出ください。手続きには住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）が必要です。また、署名用電子証明書は転出により失効します。転入先の市区町村で発行の手続きをしてください。e-Taxをご利用の方は特にご注意ください。土日や祝日はカードを使った転入手続きが出来ない場合があります。事前に転入先の市区町村にお問い合わせください。

本市で申請をして受け取っていなかったカードは、転出届を出した後は受け取れません。転入先で再度申請してください。

なお、国外へ転出する方は、カードを持参のうえ窓口で継続利用手続きをしてください。

※その他詳しくは、転入先の市区町村にお問い合わせください。

その他のご案内

印鑑登録について	転出予定日をもって廃止されます。登録が必要な場合は、転入先の市区町村で改めて手続きをしてください。
転出届の内容が変更になったとき	事前に転入先の市区町村にお問い合わせのうえ、転入の手続きをしてください。
転入手続きに必要なものを紛失したとき	転出届を出した後に、転出証明書・マイナンバーカード・住民基本台帳カードを紛失した場合は、転出証明書の再発行が必要ですので、転出の手続きをした窓口にお問い合わせください。
転出届を取り消したいとき	転出取消の届出が必要ですので、転出の手続きをした窓口にお問い合わせください。
各種証明書のコンビニ交付	転出の手続きをした後は利用できません。また、同一世帯に転出の手続きをした方がいる場合についても、転出確定又は転出予定日を過ぎるまで住民票の写し等を取付できません。

八王子市市民部市民課・事務所お問い合わせ先

本庁市民課	042-620-7232	元八王子事務所	042-624-3278
八王子駅南口 総合事務所	042-620-1150	恩方事務所	042-651-3200
		川口事務所	042-654-4011
浅川事務所	042-661-1231	加住事務所	042-691-2373
館事務所	042-665-4511	北野事務所	042-645-8711
由木事務所	042-676-8911	由井事務所	042-635-3208
由木東事務所	042-675-5711	石川事務所	042-645-8721
南大沢事務所	042-679-2207		

受付時間は窓口ごとに異なります。
詳しくは八王子市ホームページをご確認ください。



その他、八王子市での
手続きについては、
裏面をご確認いただくか
「**手続案内サービス**」を
ご利用ください。

手続案内
サービスは
こちら！



八王子市での手続き

詳しくは、各担当課へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。
また、転入先でのお手続きについて詳しくは転入先の市区町村へお問い合わせください。

保険年金課

国民健康保険

転出予定日以降は使用できません。保険料は税額の更正通知が届くまでは従前の納付書どおりに納めてください。

資格課税担当
042-620-7236



国民年金

手続きはありません。

国民年金担当
042-620-7238



後期高齢者医療保険

転出予定日以降は使用できません。保険料は転出月の前月分までを納めてください。都外へ転出する方には負担区分等証明書を交付します。

後期高齢医療担当
042-620-7364



介護保険被保険者証

転出時に返却してください。保険料は転出月の前月分までを納めてください。
要介護認定を受けていた方は、高齢者福祉課相談窓口または各事務所で受給資格証明書を受け取ってください。

認定審査担当 庶務・保険料担当
042-620-7414 042-620-7415



介護保険課

障害者福祉課

マル障受給者証

転入先での手続き後にマル障受給者証を返却してください。都内に転出する方は、障害者福祉課でマル障受給者証交付状況連絡票の交付申請をしてください。

福祉・自立支援医療担当
042-620-7245



自立支援医療受給者証

更生医療の方は転入先で新規認定申請の手続きをしてください。

転入先で受給者証または手帳の住所変更の手続きをしてください。内容により、個人住民税課税（非課税）証明書が必要な場合がありますので、転入先にお問い合わせください。

自立支援医療担当
精神通院:042-620-7245
更生医療:042-620-7366

障害福祉サービス受給者証・児童通所受給者証・地域生活支援事業等受給者証

受給者証は返却してください。障害支援区分がある方は、障害支援区分認定証明書の交付申請をしてください。

援護担当
042-620-7367

身体障害者手帳・愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳

手帳担当、福祉・自立支援医療担当
042-620-7245

子育て支援課

児童手当

転出予定日で八王子市の資格は消滅します。転出日翌日から15日以内に、転入先で手続きをしてください。

子育て支援課
042-620-7368



児童扶養手当・児童育成手当・マル親医療証

受給事由等消滅届等を提出してください。マル親医療証は転出日以降、使用できません。

マル青・マル子 ・マル乳医療証

転出日以降は使用できません。

保育幼稚園課

保育施設の退園等

退園届または待機になっている方は、保育施設利用申込取下車兼辞退届を提出してください。

入所担当
042-620-7369



小・中・義務教育学校

学校で転学・退学届を記入して提出し、在学証明書と教科用図書給与証明書をもらってください。

各小・中・義務教育学校

転出後も引き続き八王子市立学校に通学を希望する方は、学務課または各事務所で区域外就学願を申請してください。

学務課
042-620-7339



市税の手続き

個人住民税・森林環境税

転出した年の1月1日に八王子市にお住まいの方は八王子市が課税します。個人住民税課税(非課税)証明書(所得証明書)は八王子市で発行します。

国外に転出する方は、「納税管理人申告書」を提出してください。

住民税課
【申告・納税管理人について】
普通徴収担当
042-620-7219



証明担当
042-620-7218



八王子市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方

転出しても毎年1月1日の基準日に八王子市内に固定資産を所有している場合は八王子市が課税します。1月2日以降に所有権を移転しても上記と同様です。

資産税課
【土地について】土地担当 042-620-7355
【家屋について】家屋担当 042-620-7356
【償却資産について】償却資産担当 042-620-7221
【納税管理人について】庶務担当 042-620-7251



八王子市のナンバープレート(標識)の付いた 原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方

廃車(登録抹消)の手続きをしてください。軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税します。4月2日以降に廃車の手続きをされても、その年度は八王子市に納めてください。

住民税課
軽自動車税担当
042-620-7353



納付について

市税及び国民健康保険税のご納付に関することは、収納課までお問い合わせください。

収納課
042-620-7224

